



# 生活復興支援資金の ご案内

千葉県社会福祉協議会 福祉資金部

## ○生活復興支援資金とは……

東日本大震災により被災した低所得世帯（被災したことにより低所得世帯となった場合を含みます。）に当面の生活に必要な経費等の貸付を行うことにより、生活の復興を支援するための資金です。



## 資金種類

一時生活 支援費	【資金目的】生活の復興の際に必要な当面の生活費 【貸付限度額】単身世帯=月15万円以内、複数世帯=月20万円以内 (いずれの場合も貸付期間は最大6か月以内ですが、「り災証明書」「被災証明書」の提出に時間がかかるため、申請書の写しを添付した場合は3か月以内となります。)
生活 再 建 費	【資金目的】住居の移転費、家具什器、車両購入等に必要な経費 【貸付限度額】80万円以内(家具什器費については20万円以内です。)
住 宅 補 修 費	【資金目的】住宅補修等に必要な費用 【貸付限度額】250万円以内(県内に住居のある方のみ対象となります。)

## 対象世帯

- 東日本大震災により被災した低所得世帯で、千葉県内に住居を有する世帯、または当面の間県内に居住して生活復興のための取り組みを行う世帯  
(次のいずれかの場合で、収入が市町村民税非課税程度の世帯)
- ①「り災証明書」「被災証明書」のいずれかが発行されている世帯
  - ②震災発生時の居住地が、原発事故に伴い設定された警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域であることを確認できる世帯

※裏へ続きます。→

### 【ご相談・お申込窓口】

現在居住しているまたは今後居住する予定の**市町村社会福祉協議会**

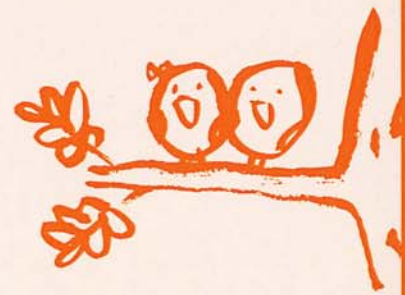
### 【お問い合わせ先】

**千葉県社会福祉協議会 福祉資金部** 電話 043(245)1551、043(244)2945



## 貸付条件

- 連帯保証人:原則1名(但し、連帯保証人を立てられない場合でも貸付可能です。)
- 貸付利子:無利子(連帯保証人が立てられない場合は年1.5%です。)
- 据置期間:最終貸付日から2年以内(据置中は無利子です。)
- 償還期間:据置経過後20年以内(但し貸付額50万円以下は5年以内、150万円以下は10年以内、250万円以下は15年以内に設定します。)



## 借受人の要件

- 世帯の生計中心者であること(生計中心者が死亡等の場合は、今後生計中心者となる方)
  - 今後、生活再建のための取り組みを行い、社協の支援を受けることに同意していること
  - 生活再建することが見込まれ、かつ貸付金の償還を見込めること
  - 一時生活支援費については、失業等給付、生活保護、年金を受給していないこと
- ※暴力団員、暴力団員であるものが属する世帯は貸付対象となりません。

## 借入の手続き

資金の借入れを希望される方は、現在居住しているまたは今後居住する予定の市町村社会福祉協議会(「市町村社協」)までご相談ください。住宅補修費を希望する場合は、お住まいの地域を担当する民生委員が関わり、現地確認を行います。

ご相談後、借入の申請をする場合は「生活復興支援資金(東日本大震災特例)借入申込書」(社協窓口にて配布)に必要事項を記入の上、必要書類(借入申込書裏面に記載あり)を添付して市町村社協へ提出してください。

市町村社協は申請書類を受理後、千葉県社会福祉協議会(「県社協」)へ書類を送付します。県社協において貸付審査を行い、貸付の可否を決定します。

貸付が決定した場合は、借用書の取り交わしを行い、その後に資金を交付します。

### 【相談・貸付の流れ】



## 返済について

- 据置期間終了後、原則月賦にて返済いただきます。
- 口座引き落とし(口座振替)により返済していただきます。(振替手数料は借受人負担)
- 最終償還期間を過ぎた場合、残元金に対して年10.75%の延滞利子が発生します。

## 留意事項

- 本資金は貸付制度です。返済を要する負債となるため今後の生活復興を考慮し、貸付は必要最低限の金額とします。
- 借受人、連帯保証人の年齢は、概ね65歳未満の方とします。但し、継続的かつ安定した収入が見込める場合で、他に適任者がいない場合はこの限りではありません。
- 借入申込書は借受人、連帯保証人とも必ず本人が記入してください。
- 一旦提出された書類は返却いたしません。
- 貸付決定前に契約、発注、購入済みの場合もしくは支払い済みの経費は貸付対象外です。
- 借用書提出時には印鑑登録証明書を添付していただきます。
- 虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸付金を目的外に使用した場合は、その後の送金を停止し、貸付金を一括返済していただきます。
- 借受人は、転居したとき、公的給付又は貸付が決定したとき、世帯の状況に著しい変更があったときは、速やかに県社協もしくは市町村社協に届け出なければなりません。



【ご相談・お申込窓口】 現在居住しているまたは今後居住する予定の市町村社会福祉協議会

【お問い合わせ先】 千葉県社会福祉協議会 福祉資金部 電話 043(245)1551、043(244)2945